

あなたの笑顔が見たいから

— 発達障害を考える —



「発達障害」。近年、よく耳にするようになった言葉ですが、発達障害がどんなものなのか皆さんご存知でしょうか。

発達障害は見た目ではわかりにくいことや、その特性がまだまだ認知されていないことから、誤解や偏見で苦しみ、悩みや不安を抱えている本人とその家族が多くいます。

その問題の解消には、発達障害への理解と周囲の支援が不可欠です。

障害があっても、なくても、誰もがこのまちですつと安心して暮らしていくために、今月は発達障害をテーマに考えてみたいと思います。

知る

Learning

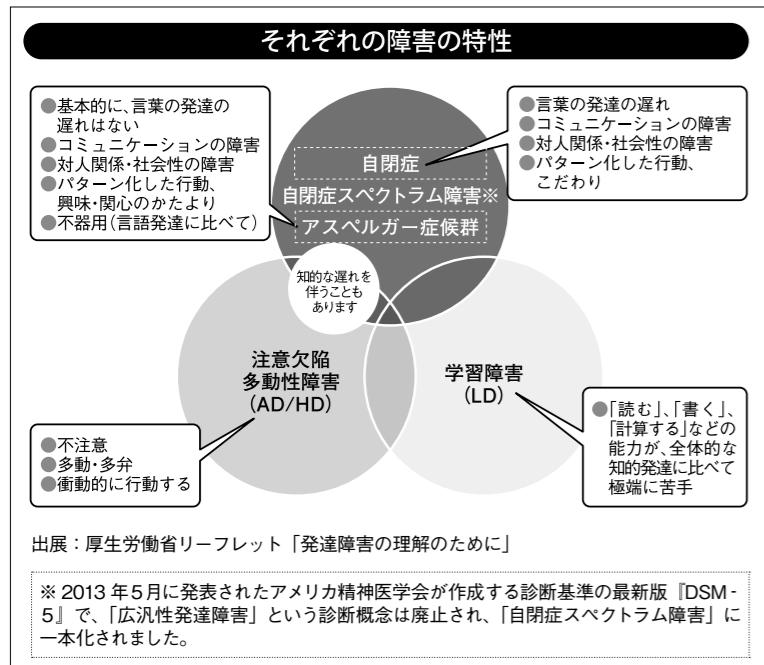
発達障害の症状と特性

発達障害とは、一般的には「通常、低年齢で症状が現れる脳機能の障害」とされ、知的な遅れを伴う場合と、伴わない場合があります。

また、障害が目立つ場面もありますが、優れた能力を發揮している場面もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されないこともありま

す。幼児のうちから症状が現れ、コミュニケーションをとったり、対人関係をつくったりすることが苦手です。同じ行

（※）発達障害者支援法では、発達障害の定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）その他これに類する脳機能の障害であつて、その症状が通常、低年齢で発現するもの」とされています。



● 庄原市で発達障害が疑われる児童把握数（一部、知的障害児も含む）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
母子保健関係	-	24人	18人	19人	26人
保育所	20人	31人	76人	58人	44人
小学校	6人	24人	109人	139人	143人
中学校	-	-	20人	49人	35人
計	26人	79人	223人	265人	248人

● 知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合（文部科学省による調査／2014.12.5）

	推定値(95%信頼区間)
学習面または行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%～6.8%)
学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%～4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6% (3.4%～3.9%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%～1.7%)

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つ、あるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわりなど」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

※全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校（計1200校）の通常の学級に在籍する児童生徒が対象。

※95%信頼区間とは、95%の確立で悉皆調査（調査対象を全て調査すること）の場合の集計結果が含まれる範囲のこと。

動パターンを繰り返す、こだわりが強いといった特性もあり、その行動や態度が、「変わった人」「困った人」「自分勝手な人」などという誤解を生む要因にもなっています。落ち着くこと、感情をコントロールすることが苦手なことから、親のしつけが悪いという見方をされることもあります。

全国的に発達障害が疑われる子どもが年々増加

発達障害の動向

れつきの障害によるものなのか区別が難しく、障害の特性が重なり合っていたり、個人差もあつたりすることから、診断がつきにくいとされています。

してきます。平成24年に文部科学省が行った調査では、通常学級に在籍する発達障害の可能性がある児童数が、全体の6.5%に達するという結果が示されました。

本市でもその把握数が増え、平成25年度で「発達障害が疑われる児童数」は248人で、15歳未満人口（4221人／平成25年4月末）の約6%となっており、顕在化していない数を合わせると、実数はさらに多いのではないかと推測できます。100人中6人、30人学級で2人いる計算になります。この把握数が増えている要

因として、発達障害が広く認知されたことや診断の精度が上がったこと、早期発見に向けた取り組みや保護者意識の向上などが挙げられますが、数字とは別に、保育所や学校、相談機関などで、「昔に比べてもそうした疑いのある子どもが増えている実感がある」という声も上がっており、専門家は「実際に発症率が高くなっていると考えられる」と言及しています。

また、幼い頃はさほど気にならなかった方が成人になり、生きづらさを感じて、専門機関に相談するという人が増えています。

理解する Understand

発達障害と向き合う家族の思い

庄原市在住の30代の女性Aさん

つらい日々を過ごした幼少期

Aさんが長男Y君と他の子どもとの違いを感じ始めたのはY君が4歳のとき、当時通っていた保育所に自身が給食調理員として勤め始めてからでした。Y君と接する時間が増えたことで、家では見ないY君の様子を見て「他の子とは明らかにどこかが違うと感じた」とAさんは振り返ります。それまでY君は言葉の遅れや、おむつが取れない状況がありましたが、女の子に比べて男の子は発達が遅いと聞いていたこともあり、あまり心配はしていませんでした。

ところが、ある頃から「それはいけないでしょ」とAさんが注意した言葉を、おうむ返しのように繰り返してきたり、大きな音に過敏に反応してパニック状態になったりして、目に見えてY君の言動がおかしいと感じることが増えたといいます。「ある時期からは私が何を言っても通じない状態になり、どうしたらいいのかわからず精神的にとってもつらい日々が続きました」。大家族ということもあり、あまり手を掛けずに自由に育てたことが原因なのではとAさんは自分を責めました。

そんなとき相談したのが、知り合いでもあった市の保健師でした。その保健師の勧めで当時市が実施する県北部こども家庭センターによる年2回の定期相談を受け、その後の検査で広汎性発

達障害の疑いがあると言われました。専門の医療機関を紹介され診てもらった結果は「自閉症」。「ショックでしたが、やっぱりそうだったんだと少しほっとした気持ちもありました。そのとき診ていただいた先生が『お母さん一人で悩んでよく頑張ったね。お母さんが悪いんじゃないよ』と言ってくださり、思わず涙があふれ、気持ちががすっと軽くなりました」。

そこから定期的な療育※がスタートし、少しずつY君とAさん家族に変化が見られるようになっていきました。

支援と理解で大きく成長

保育所を経て小学校に入学したY君。支援学級がなかったため、普通学級で支援員がつけられることになり、Y君が集団生活に溶け込めるよう校長・教頭・担任・養護教諭を交え定期的に話し合いを持ちながら、Y君に合った個別支援が進められました。このことによって、その後のY君は飛躍的に成長していきます。

「入学する前から校長先生と話をさせてもらい、多くの面で配慮していただいたおかげで、すんなり学校になじむことができましたし、関わってくださった先生方のおかげで、本人はすごく成長しました。2年からは支援学級を作ってもらい、さらに目に見える

ように成長しました。先生と一対一で勉強できることで本人も落ちついて勉強できると喜んでいました」。

周囲の理解も深まり、笑顔で過ごす時間が増えたY君。「運動会でも本人が出る競技を工夫してくださり、リレーの時にはバトンを渡さなくても、トラックの内側を走っても誰一人文句を言われず、そればかりか最後まであきらめずゴールしたことをみんなで褒めてくれるんです。先生はもちろん、友達も本人を理解してくれていることが本当にうれしい」とAさんは感謝の言葉を続けます。

地域全体に理解が深まってほしい

「将来、親がいなくなっても社会人として生活していけるように」。そのためには、発達障害に対する理解がもっと広がる必要があるとAさんは語ります。

「我が家の場合は、家族内に障害を持っている人がいたこともあり自閉症への理解が深まりましたし、地域の人にもその理解が広まったことで支えてもらい頑張れました。これがもっと大きな地域、社会で理解が広がれば、本人もまたその家族も頑張れると思います。障害があっても当たり前接することができる社会、生まれたところで誰もが生活していける社会になってほしい」。

Aさんはそう願っています。

※療育…発達障害のある乳幼児、児童が、社会に適応できる力を高め自立した生活ができるよう、医療や教育などを通じて発達を支援すること。

必要な支援とは

発達障害にかかわらず、育児に不安を抱えている人は多くいます。その不安や悩みを解消するには、それを一人で抱え込まないということが大きなポイントです。「相談して気持ちの軽くなった」という声が多いことから、そこに寄り添う支援が欠かせません。そして発達障害がある場合は、早めに障害に気づき、適切な療育教育につなげることが重要です。

市が取り組む独自支援

市は平成19年度から「障害者相談支援員」を設置し、障害者の自立支援や社会参加を支援しています。さまざまな相談に応じ、関係先との調整などを行いながら、きめ細かな個別援助を実施しています。発達障害は障害の種類や程度、知的な遅れの有無などにより多様で複雑なことから、21年度から臨床発達心理学を専門とする大学教授に「障害者支援アドバイザー」として

就任をお願いし、発達障害をもつ子と保護者、保育士や学校職員を対象とした専門的な援助・助言を行っています。

関係課が連携して支援

発達障害児への支援を円滑に効率よく進めるために、「早期発見」「適切な支援」「支援の継続」の3つの柱を掲げ、関係4課（社会福祉課・保健医療課・児童福祉課・教育指導課）で連携支援を進めています。

相談を受けたときや、乳幼児健診、保育所・学校での言動などから「気になる子」に気づいたときには、その子の年齢や状態に応じて、担当課につなぎます。

担当課は、支援がどの程度必要かを判断し、支援が必要であれば個別の支援計画をつくり、専門家の助言を受けながら支援を行います。保育所、小学校、中学校に入る際には、関係課で移行支援会議を行い、次の支援部署へ引き継ぎます。



庄原市障害者支援アドバイザー
東京都小金井市
児童発達支援センター長

伊藤 英夫さん

文京学院大学人間学部学部長、同大学院人間研究科教授。臨床発達心理学、発達障害の専門家。主な研究課題に発達障害児の統合保育、自閉症児の早期発見・早期診断、特別支援教育における自閉症児の指導など。日本発達心理学会代議員ほか。平成21年度から庄原市障害者支援アドバイザー。

が大切であり、庄原市では4課の連携によって円滑な支援につながっています。発達障害に対して4課が連携して支援に当たるというのは全国的に見ても画期的ですばらしい取り組みです。今後は、発達支援センターの設置も視野に、さらなる支援の充実に期待しています。

周囲の人が早く気づき、適切な支援につなげることが大切です

発達障害は、早期発見・早期療育がとても大切です。多くの自治体が1歳半健診をしています。発達の遅れに気づかない場合もあり、すぐに療育にはつながらない状況があります。様子を見ましようとして経過観察になっても、次の3歳児健診までは結局放置された状態になる場合もあります。こうしたところは多くあり、それは庄原市でも課題の部分だと思えます。

我々専門職から見て気になるお子さんが家で困っているかと言えば、そんなに困らない子も実際います。家にいるときには、その子中心で動いているため、好きなことができるので、そのときはおとなしく、その場を動き回るわけでもなく、会話もできるので一見普通に見え、親は気づいていないケースがあります。知的な障害がなく発達障害のある子がこのタイプが多く、こういうお子さんにかに早く気づいてあげられるかが大切です。

1歳半や3歳児健診のときに、心理士から指摘を受けても、それほど深刻にとらえず、就学のときになって困るというケースもよくあります。本年度から庄原市では、全地域で5歳児相談をはじめますが、小学校に入る1年前に相談を受けることで、どういった特徴があるのか把握し、就学がスムーズに行くようにすることも、とても大切になってきます。

庄原市では、特別な支援が必要なお子さんに対して、個別の教育支援計画をつくるのが定着していますので、それを確認しながらその子の支援を考えることができます。これまでどういう機関にかかり、どういう診断を受け、どういう相談をしてきたか、学級で困っていることや指導していることなどが確認でき、その上でお子さんを見させていただくので、その後の先生方を交えた話し合いにつなげることができています。

発達障害児への支援は「早期発見」「適切な支援」「支援の継続」

支援する Support



社会福祉課
障害者相談支援員
正岡清子

一人で悩まず相談してください

電話や訪問、来庁、個別支援会議など1カ月で150～160件を超える相談や支援連携をしています。現在、50人近い成人の方を支援していますが、ほとんどの方が何らかの生きづらさを感じていらっしゃいます。こういった方を一人でも少なくしたい、みんなが幸せに、安心して生きていけるまちになってほしい、そういう強い思いで取り組んでいます。

障害者支援アドバイザーから適切な助言をいただくことで、その人にあった支援を行うことができます。21年度からはアドバイザーのご協力のもと、発達障害児支援に関する講演会を行ってきました。開催するごとに参加者が増え、市民の皆さんの関心の高まりとともに、アンケートで9割以上の方が参加してよかったと答えてくださり、発達障害への理解が深まっていると感じています。

26年度はアドバイザーと共に、保育所、小中学校を訪問し、53人の幼児、児童生徒を支援しました。その際には、可能な限り、保健医療課、児童福祉課、教育指導課と一緒に訪問支援を行いました。

子どもに何かあると、ほとんどが母親のせいになります。先生を信じ、相談員を信じ、学校を信じ、地域にも見守ってくれている人がいるというのがわかれば、子どもは変わっていきます。それにはまずご相談いただくこと。そこから何か光が見えてくると思います。相談をいただければ、お話もできますし、支援できることがあるかもしれません。成人された方のご相談もお受けしています。

どうぞ一人で悩まないで相談においでください。



定期的に4課連携会議を開催し、支援を共有しています。

相談から支援へつなげます

保健医療課 保健師 新田千明



保健医療課では、母子健康手帳の交付時から新生児訪問、健診などでお子さん、保護者と関わりがあり、その都度相談をお受けしています。乳幼児健診で発達が気になるお子さんがいれば、心理相談員とともにお話を聞き、必要があれば遊びの教室「すたあと」を紹介しています。この教室では、子どもは遊びを通して人と関わる楽しさを体験し、保護者の方は子どもとの関わり方や子育ての相談ができます。本年度から全地域で5歳児相談をはじめ、就学前の子どもの発達状況を把握し、就学支援へとつなげています。

健やかな育ちの保障のために

児童福祉課 専門員 高橋美栄子



児童福祉課では、保育所に入所する子どもの健やかな育ちを保障するため、保育士の資質や専門性の向上を図る研修を実施するとともに、加配保育士を配置して、その障害の特性を踏まえた適切な環境設定や支援を行うことで、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立するために必要な力を培うよう取り組んでいます。

また、一人一人により適切な支援を行うため、発達障害児専門の機関と連携し、専門家に保育所での子どもの様子を見て相談・指導を行っていただく「保育所巡回相談」を実施しています。

より充実した支援に努めます

教育指導課 学事係長 小原智子



教育指導課では、特別支援教育を推進していくため、教職員の研修会を実施したり、学校を訪問し、指導助言を行ったりしています。また、特別支援教育支援員を配置して、特別な支援を必要とする児童生徒への教科指導の補助、児童生徒の学校生活全般の指導、身辺の介助などを行っています。さらに、発達障害などの専門家巡回相談事業を実施し、学校からの要請に応じて、専門家に学校を訪問していただき、児童生徒の様子を見たり、担任・保護者などへの個別相談に応じたりしています。

市は、庄原市子育て支援事業の一つとして、健康診査や子育ての中で発達の気になる乳幼児や保護者を対象とした子育て支援センターを2カ所（田川、帝釈）開設しています。これらは療育を行う施設ではなく、専門機関と連携しながら、遊びや集団でのかわりを通して子どもの発達を促したり、個別のかわりや専門的な助言、保護者同士の交流を行ったりして、保護者の育児不安や負担感などの軽減を図る場になっています。

田川子育て支援センター「すてっぴ」をご紹介します

「すてっぴ」は、子育て支援が必要な人のための施設です。子育てや子どもの発達について、心配や不安のある保護者と、その子どもが集まれる場所です。また、同じ悩みや心配事を持つ保護者と出会う場所でもあります。

保育士、育児セラピストやベビーマッサージインストラクターなどの資格をもつ支援員がスタッフとなり、定期的に北部子ども家庭センターや心理相談員と連携を取りながら、支援を行っています。

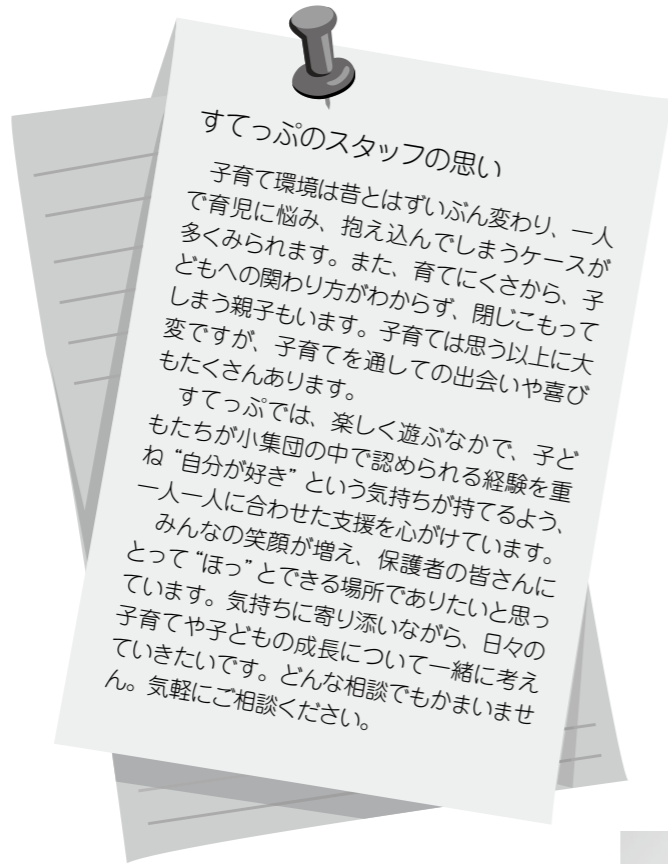
利用者からは「気軽に参加できる」「子どもと一緒に笑顔で過ごせる」「お母さん同士でつながりができた」などと好評です。ちょっとした悩みも相談に応じています。



田川子育て支援センター「すてっぴ」
住所：庄原市濁川町43-9
☎0824-72-3303
自由相談日…毎月第2木曜10時～12時



帝釈子育て支援センター「じゃんぶ」
住所：庄原市東城町帝釈末渡2021
☎08477-6-0505
自由相談日…毎週火・金曜13時～15時30分
毎週水曜10時～12時 / 13時～15時30分



すてっぴのスタッフの思い
子育て環境は昔とはずいぶん変わり、一人で育児に悩み、抱え込んでしまうケースが多くみられます。また、育てにくさから、子どもへの関わり方がわからず、閉じこもってしまう親子もいます。子育ては思う以上に大変ですが、子育てを通しての出会いや喜びもたくさんあります。

すてっぴでは、楽しく遊ぶなかで、子どもたちが小集団の中で認められる経験を重ね「自分が好き」という気持ちが持てるよう、一人一人に合わせた支援を心がけています。みんなの笑顔が増え、保護者の皆さんにとって「ほっ」とできる場所でありたいと思っています。気持ちに寄り添いながら、日々の子育てや子どもの成長について一緒に考えていきたいです。どんな相談でもかまいません。気軽にご相談ください。

大切なのは発達障害の有無にとらわれず、その子と向き合い関わっていくこと、親も学びながら成長していくことです。



広島県北部子ども家庭センター
判定指導課 課長
清水 篤 さん

医師に相談するケースも増え、診断名がつく子が増えているということもあると思います。

昔は、「発達障害」という診断名はついていませんでした。「落ち着きのない子」とか「乱暴な子」と言って、医師に相談するということはほとんどありませんでした。今は、発達障害という認識が広まったため、「もしかしたら発達障害かもしれない」と早い段階から

医師に相談するケースも増え、診断名がつく子が増えているということもあると思います。

ここで気をつけなければいけないのが、「発達障害」という診断名がついたら大変で、「つかないから大変ではない」のではないということ。子どもの特徴に診断名がつかなくても、育てにくい特徴があれば、その特徴に応じたかわり方が必要です。一人一人特徴があり、その子たちに合わせて対応を考えていかなければいけない。個別に具体的に、一人一人に合わせて相談の中で一緒に考えて考え、かわっていくことが何より大切です。

育てにくいお子さんをみながら、親も学びながら、親同士がつながり、みんなで力をあわせ、ときには愚痴も聞いてもらい、そして一緒に育っていく。こうした理解がもっと多くの人に広がってほしいと思います。